

災害時等における相互協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における相互協力に關し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲及び乙が相互協力をを行う場合に必要な事項を定め、甲及び乙が保有する資源を有効活用することにより、道路利用者の安全性・利便性及び地域の防災機能の向上を図ることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 本協定で定める災害とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、甲が管理する施設及び乙が管理する施設（ただし、瀬戸中央自動車道の区域内に限る。）に関し、次の各号に掲げる事項について相手方から要請があった場合は、要請内容及び緊急性等を踏まえ自らが行う業務に支障のない範囲において適切に対応するものとする。

- (1) 道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限（以下「通行規制」という。）を行う場合の区間及び期間の調整
 - (2) 救命・救急活動等緊急性の高い車両の通行規制区間及び別表に示す緊急開口部の通行
 - (3) 防災活動、復旧活動等における資機材、施設、敷地（以下「資機材等」という。）の利活用
 - (4) 相手方が管理する施設に関する情報を含めた道路利用者への情報提供
 - (5) 通行規制に関する情報の相互提供及び相手方防災拠点への情報連絡員の派遣
 - (6) 管理施設の損傷等の調査及び応急対策、復旧対策への技術支援
 - (7) その他目的を達成するために必要となる事項
- 2 前項の実施に必要となる法令上の手続きは各施設の管理者が行う。
- 3 第1項第1号の通行規制の区間及び期間の調整を行う場合は、甲及び乙は、同項第5号の情報に基づき、その管理に属する道路の通行規制による道路交通への影響を最小限とするため、協力して調整を図るものとする。
- 4 第1項第3号の資機材等の利用を円滑に実施するため、甲及び乙はそれぞれが保有する資機材等の情報を相互に提供することとする。

（協力の要請）

第4条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(対応の通知)

第5条 甲及び乙は、要請内容について速やかに検討し、対応が定まり次第その内容を対応通知書（別記様式第2号）により要請者に通知するとともに、必要に応じ実施状況、実施結果について通知するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1項第3号及び第6号に要する費用は要請者、第1項第1号、第2号、第4号、第5号に要する費用は被要請者（実施者）の負担を原則とし、具体はその都度甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を定め、連絡責任者届（別記様式第3号）により相互に報告するとともに、変更があった場合は直ちに報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第8条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書による協定終了の意思表示を行わない場合は有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めの無い事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月21日

甲 岡 山 縣 知 事
岡 山 縣 知 事

乙 本州四国連絡高速道路株式会社
代 表 取 締 役 社 長

石井正弘
三原修二